

山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準

制 定 平成20年5月15日

最終改正 令和6年9月25日

(趣旨)

第1条 この審査基準は、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- (1) 過去2年間において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められるとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、別に定める基準日における申請書類及びその他の関係資料を基礎として、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

(客観的事項)

第4条 前条に規定する客観的事項に関する点数（以下「客観点数」という。）は、建設業法 第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。

(主観的事項)

第5条 第3条に規定する主観的事項に関する点数（以下「主観点数」という。）は、次の各号に掲げる評価点数の和とする。

(1) 工事成績にかかる評価点

企業団が発注した100万円以上の建設工事で、別に定める基準日の前2年以内に工事完了検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点から65を減じた値（小数点以下第1位を四捨五入。ただし、零点未満のときは零点とする。）に、別表第1の年間平均企業団工事完成高に応じて定める係数を乗じて得られる点数（少数点以下は切り捨てる。）を付与する。

(2) 障害者の雇用状況にかかる評価点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を達成している場合、または同法に基づく障害者雇用報奨金を受給している場合、10点を付与する。

(3) 建設業労働災害防止協会加入状況にかかる評価点

建設業労働災害防止協会に加入している場合、10点を付与する。

(4) 災害時等における水道施設の応急復旧活動等の協定状況にかかる評価点

企業団と次のアからウのいずれかの協定を締結している場合、10点（複数の協定を締結している場合も10点とする。）を付与する。なお協定締結者が団体である場合は、当該団体に加入している者についても、10点を付与するものとする。

また、当該協定締結者が別に定める基準日の前3年以内において、企業団からの要請に速やかに対応し積極的な協力があつた場合、応急復旧活動等1回につき協力加点として5点、最大20点まで加点するものとする。

ア 災害時における応急作業等の協力に関する協定

イ 災害時における水道復旧活動に関する協定

ウ 震災時における協力に関する協定

（等級の格付等）

第6条 建設工事に関する申請者については、前2条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、別表第2に定めるところにより、等級区分の格付けを行うものとする。

2 前項の申請者が、第4条に規定する総合評定値の変更を申し出た場合は、前項の規定により新たに等級区分の格付けを行うものとする。

3 入札参加資格の承継に係る資格審査については、新たな等級の格付けは行わないものとする。

（公表）

第6条の2 この基準により審査した結果、入札参加資格を有することとなった者は、企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載し、企業団ホームページにより公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成20年6月1日から施行し、平成21年度の資格審査より適用する。

（経過措置）

2 第5条第1項第1号の規定は、平成24年の入札参加資格審査から適用するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この審査基準は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の資格審査より適用する。

附 則

（施行期日）

この審査基準は、平成24年7月1日から施行し、平成24年度の資格審査より適用する。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、平成27年2月1日から施行し、平成27年度の資格審査より適用する。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、平成30年2月1日から施行し、平成30年度の資格審査より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、平成30年2月1日から施行し、平成30年度の資格審査より適用する。
(等級の格付けにおける特例)
- 2 管工事において、平成30年3月31日までを有効期限とする山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿における等級よりも上位の等級に格付けされた者のうち、資格者名簿公表日から30日以内に申し出があった者の格付けは、この審査基準にかかわらず、従前の名簿における等級とする。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和5年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。
(等級の格付けにおける特例)
- 2 建設工事の管工事及び水道施設工事において、令和6年3月31日までを有効期限とする企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿における等級よりも上位の等級に格付けされた者のうち、令和6年2月末日までに申し出があった者の格付けは、この審査基準に係わらず、従前の名簿における等級とする。

(施行期日)

この審査基準は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

年間平均企業団工事完成工事高	係数
1,000万円未満	2
1,000万円以上2,500万円未満	2.5
2,500万円以上5,000万円未満	3
5,000万円以上1億円未満	3.5
1億円以上	4

別表第2（第6条関係）

区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事
A	850点以上	900点以上	1000点以上
B	700点以上849点以下	750点以上899点以下	800点以上999点以下
C	699点以下	749点以下	799点以下

区分	管工事	舗装工事	塗装工事
A	800点以上	800点以上	900点以上
B	700点以上799点以下	700点以上799点以下	750点以上899点以下
C	699点以下	699点以下	749点以下

区分	防水工事	機械器具設置工事	水道施設工事
A	840点以上	840点以上	700点以上
B	760点以上839点以下	730点以上839点以下	650点以上699点以下
C	759点以下	729点以下	649点以下